

石川県介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 石川県介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業補助金（以下、「補助金」という。）は、予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、令和7年度介護事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱及び令和7年度介護施設等に対するサービス継続支援事業実施要綱（令和7年12月22日老発1222第2号厚生労働省老健局長通知）、令和7年度介護保険事業費補助金（介護事業所等及び介護施設等に対するサービス継続支援事業）交付要綱（令和7年12月22日厚生労働省発老1222第3号厚生労働事務次官通知）、石川県補助金等交付規則（昭和34年石川県規則第29号）に規定するもののほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、昨今の物価上昇にも対応し、また、気候変動の影響等による猛暑や線状降水帯の発生に伴う災害など様々な困難が発生したときにおいても介護サービスを円滑に継続することができるよう、対策を講じる介護サービス事業所・介護施設等（以下「介護事業所等」という。）に対する支援、また厳しい経営環境の中でも食事の提供という基幹的なサービスの質を確保するための介護施設等に対する緊急的な支援として食料品等の購入費に対する補助を行うことを目的とする。

(補助対象者)

第3条 この補助金の補助対象者は、石川県内に所在する介護事業所等を運営する者で、補助事業者という。

(補助対象)

第4条 補助金の対象は、次の事業の実施に要する経費とする。

(1) 介護事業所等に対するサービス継続支援事業

ア 介護サービスを円滑に継続するための対応

介護事業所等が気候変動の影響による猛暑などの様々な困難な事態下に介護サービスを継続するために必要な費用

イ 災害備蓄等への対応

介護事業所等が災害発生時に介護サービスを継続するために必要な費用

(2) 介護施設等に対するサービス継続支援事業

介護施設等が介護サービスを継続して提供できるよう、食事の提供という基幹的なサービスの質を確保するための食料品の購入費等

(3) この補助金の交付対象となる経費には、消費税及び地方消費税相当額は含まないもの

とする。

(4) (1) の事業については、単品の価格が 30 万円未満の物品に限る。

(交付額の算定方法)

第 5 条 交付額は、次の事業ごとに算出した額の合計額とする。ただし、算出された額の合計額の申請総額が予算額を超える場合には、必要な調整を行うものとする。

(1) 介護事業所等に対するサービス継続支援事業

別表 1 の補助事業所・施設ごとに、基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額とする。なお、1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(2) 介護施設等に対するサービス継続支援事業

別表 2 の施設ごとに、基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額とする。なお、1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付の条件)

第 6 条 補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 補助事業者は、計画変更等の補助対象事業の内容変更（補助事業の中止または廃止を含む。）をする場合または補助対象事業に要する経費の変更（補助金の交付決定額の 20% 以内の減額による変更及び補助目的の変更を生じない軽微な変更の場合を除く。）をする場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(2) 補助事業を中止又は廃止しようとする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。

(3) 事業が予定の期間内に完了しない場合または事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならない。

(4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める処分制限期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

(5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(6) 補助事業完了後に、消費税および地方消費税の申告により補助金に係る消費税および地方消費税にかかる仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が 0 円の場合を含む。）には、知事が別に定める方法により、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度 6 月 30 日までに知事に報告しなければならない。

(7) 本事業により取得し、又は効用の増加した財産については、本事業の完了後において

も、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(8) 他の補助金等で措置されているものは、本事業の対象としない。

(9) その他知事が必要と定めた事項に従うこと。

(交付申請手続)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、知事が別に定める日までに、知事が別に定める申請書に当該申請書において定める書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

(補助金の着手時期)

第8条 事業の着手時期は、交付決定のあった日以降でなければならない。

(交付の決定)

第9条 知事は、第7条の規定により補助金等交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付決定を行い、補助事業者に通知するものとする。

(変更申請手続)

第10条 この補助金の交付決定後、計画変更等の補助対象事業の内容変更をする場合または補助対象事業に要する経費の変更（補助金の交付決定額の20%以内の減額による変更及び補助目的の変更を生じない軽微な変更の場合を除く。）をする場合には、知事が別に定める申請書に当該申請書において定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(中止・廃止申請手続)

第11条 この補助金の交付決定後、事情の変更により事業の中止又は廃止を行う場合は、知事が別に定める申請書に当該申請書において定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(申請の取り下げの時期)

第12条 交付申請の取り下げの時期は、交付決定通知の受領のあった日から起算して15日以内に行うものとする。

(状況報告)

第 13 条 補助事業者は、知事が必要と認めた場合には、補助事業等の遂行の状況を知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第 14 条 補助事業者は、補助対象事業が完了したとき（補助対象事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、知事が別に定める方法により、知事の実績報告を行わなければならない。

(補助金の額の確定)

第 15 条 知事は、前条の規定による履行の確認により、補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、知事が別に定める方法により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第 16 条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、既に交付された一部又は全部の補助金について、期間を定めて返還を命じるものとする。

- (1) 交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているとき
 - (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
 - (3) 補助金を他の用途に使用したとき
 - (4) 補助金の交付要件又はこれに付した条件に違反したとき
 - (5) 交付を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員、又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき
- 2 知事は、重大な法令違反又は公序良俗に反する行為等により、補助金の交付が適当でない認められた場合、補助金の交付決定を取り消し、一部又は全部の返還を命ずることがある。

(関係書類の保管)

第 17 条 補助事業者は、補助金と事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を当該事業完了後の翌年度から 5 年間保管しておかななければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は令和8年4月28日から施行する。

附 則

この要綱は令和8年6月17日から施行する。

別表1 介護事業所等に対するサービス継続支援事業

	事業所・施設等の種別		単位	基準単価 (円)
1	訪問介護事業所	集合住宅併設型	1事業所あたり	200,000
2		1月あたり延べ訪問回数200回以下	1事業所あたり	300,000
3		1月あたり延べ訪問回数201回以上2,000回以下	1事業所あたり	400,000
4		1月あたり延べ訪問回数2,001回以上	1事業所あたり	500,000
5	訪問入浴介護事業所		1事業所あたり	200,000
6	訪問看護事業所		1事業所あたり	200,000
7	訪問リハビリテーション事業所		1事業所あたり	200,000
8	通所介護事業所	1月あたり延べ利用者数300人以下	1事業所あたり	200,000
9		1月あたり延べ利用者数301人以上600人以下	1事業所あたり	300,000
10		1月あたり延べ利用者数601人以上	1事業所あたり	400,000
11	通所リハビリテーション事業所		1事業所あたり	200,000
12	特定施設入居者生活介護（養護老人ホーム、軽費老人ホームを除く）		1事業所あたり	200,000
13	福祉用具貸与事業所		1事業所あたり	200,000
14	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		1事業所あたり	200,000
15	夜間対応型訪問介護事業所		1事業所あたり	200,000
16	地域密着型通所介護事業所		1事業所あたり	200,000
17	認知症対応型通所介護事業所		1事業所あたり	200,000
18	小規模多機能型居宅介護事業所		1事業所あたり	200,000
19	認知症対応型共同生活介護事業所		1事業所あたり	200,000
20	地域密着型特定施設入居者生活介護（養護老人ホーム、軽費老人ホームを除く）		1事業所あたり	200,000
21	看護小規模多機能型居宅介護事業所		1事業所あたり	200,000
22	居宅介護支援事業所		1事業所あたり	200,000
23	介護老人福祉施設		1定員あたり	6,000
24	介護老人保健施設		1定員あたり	6,000
25	介護医療院		1定員あたり	6,000
26	地域密着型介護老人福祉施設		1定員あたり	6,000
27	短期入所生活介護事業所		1定員あたり	6,000
28	養護老人ホーム		1定員あたり	6,000
29	軽費老人ホーム		1定員あたり	6,000

(1) 通所介護及び訪問介護の事業所規模は、令和7年4月サービス提供分から9月サービス提供分までの平均による。

(2) 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設、

短期入所生活介護事業所、養護老人ホーム及び軽費老人ホームの定員数は、令和7年4月1日時点の定員による。ただし、令和7年4月2日から令和8年5月31日までの間に新設、定員の増減、休止又は廃止があった場合には、当該時点における最新の状況によるものとする。

- (3) 事業所・施設等について、当該補助金の募集開始日時点で指定等を受けているものであり、当該補助金の募集開始日時点で廃止及び休止中のものは含まない。
- (4) 各介護予防サービスは対象に含まない。
- (5) 介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を実施する事業所は対象に含まず、当該事業の利用者数も基準単価の算定に当たっての利用者数に含まない。

別表2 介護施設等に対するサービス継続支援事業

	施設等の種別	単位	基準単価 (円)
1	介護老人福祉施設	1 定員あたり	18,000
2	介護老人保健施設	1 定員あたり	18,000
3	介護医療院	1 定員あたり	18,000
4	地域密着型介護老人福祉施設	1 定員あたり	18,000
5	短期入所生活介護事業所	1 定員あたり	18,000
6	養護老人ホーム	1 定員あたり	18,000
7	軽費老人ホーム	1 定員あたり	18,000

- (1) 定員数は、令和7年4月1日時点の定員による。ただし、令和7年4月2日から令和8年5月31日までの間に新設、定員の増減、休止又は廃止があった場合には、当該時点における最新の状況によるものとする。
- (2) 介護施設等について、当該補助金の募集開始日時点で指定等を受けているものであり、当該補助金の募集開始日時点で廃止及び休止中のものは含まない。